

特定非営利活動法人「要約筆記しものせき」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人要約筆記しものせきという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市綾羅木本町八丁目2番13号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害者に対して、情報保障を行うために、要約筆記者の派遣事業を行い、聴覚障害者の社会参加と生活向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 要約筆記者の養成事業

(2) 要約筆記者の派遣事業

(3) 要約筆記者の研修事業

(4) その他、この法人の必要と認める事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号、以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、山口県知事又は下関市長が交付する要約筆記者証を所有する者及び聴覚障害者とする。

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

(入会)

第7条 正会員の入会については、山口県知事又は下関市長が交付する要約筆記者証を所有する者及び聴覚障害者とする。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上13人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

(3) 顧問、相談役 若干名

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。顧問、相談役は必要に応じ理事長が理事会に諮り、委嘱する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

6 顧問、相談役は、理事長の特命事項を、処理するとともに、理事会に対して助言を行う。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数が3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、ファクシミリ又は電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、フ

ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファクシミリ又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する以下の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その該当その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3

項に掲げる者のうち、社会福祉法人下関市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。
理事長 中野 ミツ子
副理事長 相澤 昌幸
副理事長 廣瀬 義郎
副理事長 井田 睦美
理事 松尾 優子
理事 原田 比登美
理事 梶 邦恵
理事 中川 美佐子
理事 詫間 智子
理事 高田 久子
理事 安藤 雅子
監事 大樂 敦子
監事 村川 昭子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2010年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人のみ） 入会金なし 年会費3,000円
 - (2) 賛助会員
ア 個人 入会金なし 年会費3,000円（1口以上）

イ 団体 入会金なし 年会費3,000円（1口以上）

附 則

この定款の変更は、2012年、所轄庁の認証の日から施行する。

附 則

この定款の変更は、2014年6月18日から施行する。

附 則

この定款の変更は、2017年、所轄庁の認証の日から施行する。

附 則

この定款の変更は、2023年、所轄庁の認証の日から施行する。

附 則

この定款の変更は、2025年、所轄庁の認証の日から施行する。

第3号議案 令和7年度事業計画（案）について

1 概 況

令和7年度の活動は、下関市からの受託事業として要約筆記者養成事業と派遣事業を軸に、多くの活動に取り組みます。

要約筆記者事業は、聴覚障害者の意思疎通支援を目的に、基本的人権に係る権利擁護のための事業として実施され、その担い手である要約筆記者は高い専門性と高い技能を求められていることから、これからも学習を積み重ね、要約筆記者としてのスキルアップを目指します。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に 記載した 事業)	具体的な 事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)人数	事業費 の金額 (単位： 千円)
①要約筆 記者の養 成事業	体験講座	(A) R7. 4. 13(日) 13：00～15：30 (B) 下関市立川中公民館 (C) 18名	(D)市民 (E)7名	846
	下関市要約筆記 者養成講習会 講師会議	(A)R7. 4、R7. 12 2回 (B) 福祉プラザしものせき、川中公民館 (C)延30名	(D)養成講座 受講希望者 見学参加者 (E)延200名	
	下関市要約筆記者 養成講習会開催	(A)R7. 5. 18～R8. 1. 18 10：00～15：45 全18回 84時間 (B)福祉プラザしものせき (C)延250名		
	要約筆記者登録 試験問題検討会 試験対策勉強会	(A)R7. 11～R8. 2 (B)福祉プラザしものせき 全7回 (C)延 34名	(D)受験者 (E)10名	
	要約筆記者指導者 養成研修	(A) (基礎コース) R7. 7. 12～13 オンライン、R7. 8. 30～31 対面 R7. 10. 25～26 オンライン、R7. 12. 13～14 対面 (難聴者コース) R7. 6. 21～22 対面、R7. 8. 2～3 オンライン R7. 11. 8～9 対面 (ステップアップコース) R7. 10. 4 オンライン、R7. 11. 15 オンライン R7. 12. 20 オンライン (ステップアップコース 難聴者) R7. 10. 11～13 対面 (B) 対面：全国障害者福祉センター、聴力障害者情 報文化センター (C)2名	(D)要約筆記者/ 要約筆記指導者/ 難聴者対象 (E)2名	
②要約筆 記者の派 遣事業	下関市からの受託 による場合、又 は、主催者（個人 も含）、企業団体 負担による場合	(A) 1年間を通して (B) 市内、市外 (C) 延350人	(D)個人、団体等 又は、企業団体 (E)不特定多数	463
③要約筆 記者の研 修事業	要約筆記者現任 研修会、学習会	(A) R7. 4～R8. 3 第4日曜日 10：00～12：00 12回 (B) 福祉プラザしものせき (C) 延24名	(D)要約筆記者 (E)延120名	14

その他の計画

ボランティア活動保険加入	R 7. 3. 21 加入 (R 7. 4. 1～R 8. 3. 31)
福祉サービス総合補償加入	R 7. 3. 21 加入 (R 7. 4. 1～R 8. 3. 31)
通 常 総 会	R 7. 5. 11 (日) 福祉プラザしものせき
理事会、事業推進会議	毎月第3水曜日開催
監 査 会	年1回開催
事務局だよりの発行	毎月
ホームページの随時更新	https://youyaku-shimonoseki.jimdofree.com/
貸借対照表の公告	令和7年6月 予定

2 要約筆記者の養成事業活動

- ・下関市からの受託事業として開催
令和7年5月18日より令和8年1月18日まで(全18回)
- ・受講者の募集を、市報に掲載して頂くとともに、役員が手分けして関係先に働きかけています。全員で要約筆記者養成講座への参加を呼びかけます。

3 要約筆記者の派遣事業活動

- ・下関市からの受託事業として実施します。
- ・聴覚障害者の期待に応えられる情報保障を目指します。
- ・要約筆記者として日々研鑽し、通訳に臨みます。
- ・派遣依頼の件数増のため、下関市障害者支援課、下関市社会福祉協議会が開催する講演会や研修会に、要約筆記の活用を働きかけていただくよう要請します。

4 要約筆記者の研修事業活動

- ・現任要約筆記者研修の充実により会員のスキルアップを図ります。
- ・NPO 法人山口県要約筆記連絡協議会、NPO 法人全国要約筆記問題研究会山口県支部の研修会、勉強会へ積極的に参加をします。
- ・あらゆる機会を通じて要約筆記の普及活動を積極的に進めます。
- ・要約筆記者指導者養成研修に指導者候補を派遣します。

第4号議案 令和7年度活動予算（案）について

法人名：特定非営利活動法人要約筆記しものせき

令和7年度 活動予算書（案）

2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日

（単位：円）

科 目	〈参考〉6年度決算	令和7年度予算
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	117,000	120,000
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	21,120	70,000
3. 事業収益		
要約筆記養成事業収入	858,900	916,400
要約筆記派遣事業収入	454,150	450,000
研修事業収入	0	0
4. その他収益		
受取助成金	0	0
雑収入	2,389	2,000
経常収益計	1,453,559	1,558,400
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	0
(2) その他経費		
講師料	452,328	460,000
要約筆記者派遣費	369,250	350,000
旅費交通費	88,906	90,000
消耗品費	19,939	22,000
通信費	11,338	12,000
会場費	24,360	23,000
備品費	0	0
事務費	124,450	125,000
要約筆記者指導者養成費	208,150	230,000
雑費	8,412	11,000
その他経費計	1,307,133	1,323,000
事業費計	1,307,133	1,323,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
負担金	29,800	30,000
旅費交通費	43,776	45,000
会議費	300	3,000
備品費	0	120,000
消耗品費	12,590	15,000
通信費	7,980	10,000
事務局費	15,000	15,000
ボランティア保険	20,698	21,000
雑費	33,860	50,000
その他経費計	164,004	309,000
管理費計	164,004	309,000
経常費用計	1,471,137	1,632,000
当期正味財産増減額	△ 17,578	△ 73,600
前期繰越正味財産額	115,145	97,567
次期繰越正味財産額	97,567	23,967

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

1 事業の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に 記載した 事業)	具体的な 事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 人数	事業費 の金額 (単位： 千円)
①要約筆 記者の養 成事業	体験講座	(A) R8.4月 (B) 下関市立川中公民館 (C) 20名	(D) 市民 (E) 10名	837
	下関市要約筆記 者養成講習会 講師会議	(A) R8.4、R8.12 2回 (B) 福祉プラザしものせき、川中公民館 (C) 延 30名	(D) 養成講座 受講希望者 見学参加者 (E) 延 200名	
	下関市要約筆記者 養成講習会開催	(A) R8.5月～R9.1月 10：00～15：45 全 18回 84時間 (B) 福祉プラザしものせき (C) 延 250名		
	要約筆記者登録 試験問題検討会 試験対策勉強会	(A) R8.11～R9.2 (B) 福祉プラザしものせき 全 7回 (C) 延 40名	(D) 受験者 (E) 10名	
	要約筆記者指導者 養成研修	(A) (基礎コース) R8.7月～12月 (難聴者コース) R8.6月～12月 (ステップアップコース) R8.10月～12月 (ステップアップコース 難聴者) R8.10月 (B) 全国障害者福祉センター、聴力障害者情報文 化センター (C) 2名	(D) 要約筆記者/ 要約筆記指導者/ 難聴者対象 (E) 2名	
②要約筆 記者の派 遣事業	下関市からの受託 による場合、又 は、主催者（個人 も含）、企業団体 負担による場合	(A) 1年間を通して (B) 市内、市外 (C) 延 350人	(D) 個人、団体等 又は、企業団体 (E) 不特定多数	451
③要約筆 記者の研 修事業	要約筆記者現任 研修会、学習会	(A) R8.4～R9.3 第4日曜日 10：00～12：00 12回 (B) 福祉プラザしものせき (C) 延 24名	(D) 要約筆記者 (E) 延 120名	12

その他の計画

ボランティア活動保険加入	R 8. 3 月加入 (R. 8. 4. 1～R9. 3. 31)
福祉サービス総合補償加入	R 8. 3 月加入 (R. 8. 4. 1～R9. 3. 31)
通 常 総 会	R 8. 5 月 福祉プラザしものせき
理 事 会、事業推進会議	毎月第3水曜日開催
監 査 会	年1回開催
事務局だよりの発行	毎月
ホームページの随時更新	https://youyaku-shimonoseki.jimdofree.com/
貸借対照表の公告	令和8年6月 予定

2 要約筆記者の養成事業活動

- ・ 下関市からの受託事業として開催
令和8年5月より令和9年1月まで（全18回）
- ・ 受講者の募集を、市報に掲載して頂くとともに、役員が手分けして関係先に働きかけています。全員で要約筆記者養成講座への参加を呼びかけます。

3 要約筆記者の派遣事業活動

- ・ 下関市からの受託事業として実施します。
- ・ 聴覚障害者の期待に応えられる情報保障を目指します。
- ・ 要約筆記者として日々研鑽し、通訳に臨みます。
- ・ 派遣依頼の件数増のため、下関市障害者支援課、下関市社会福祉協議会が開催する講演会や研修会に、要約筆記の活用を働きかけていただくよう要請します。

4 要約筆記者の研修事業活動

- ・ 現任要約筆記者研修の充実により会員のスキルアップを図ります。
- ・ NPO 法人山口県要約筆記連絡協議会、NPO 法人全国要約筆記問題研究会山口県支部の研修会、勉強会へ積極的に参加をします。
- ・ あらゆる機会を通じて要約筆記の普及活動を積極的に進めます。
- ・ 要約筆記者指導者養成研修に指導者候補を派遣します。

令和8年度 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 要約筆記しものせき

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費		117,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金		0	
3. 事業収益			
要約筆記養成事業収入	858,900		
要約筆記派遣事業収入	480,000		
研修事業収入	0		
		1,338,900	
4. その他収益			
受取助成金	0		
雑収入	2,100		
		2,100	
経常収益計			1,458,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師料	452,000		
要約筆記者派遣費	370,000		
旅費交通費	90,000		
消耗品費	20,000		
通信費	11,000		
会場費	24,000		
備品費	0		
事務費	125,000		
要約筆記者指導者養成費	200,000		
雑費	8,000		
その他経費計	1,300,000		
事業費計		1,300,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
負担金	30,000		
旅費交通費	40,000		
会議費	1,000		
備品費	0		
消耗品費	10,000		
通信費	8,000		
事務局費	15,000		
ボランティア保険	21,000		
雑費	33,000		
その他経費計	158,000		
管理費計		158,000	
経常費用計			1,458,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			23,967
次期繰越正味財産額			23,967